

自宅や里帰り先から遠方の分娩施設で出産される方へ 交通費と宿泊費を助成します

魚津市では令和7年度より、地理的条件等により自宅や里帰り先から遠方の分娩施設で出産される方へ、交通費や宿泊費の助成を行っています。

＜助成対象者＞

- ・分娩当日に魚津市に住民票のある妊産婦（ご家族は対象となりません。）
- ・住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地）から、最も近い分娩取扱施設（※1）まで、おおむね 60 分以上（※2）の移動時間を要する方
- ・市税等の滞納がない方

※1 医学上の理由等により周産期母子医療センター（受け入れ可能な場所）で分娩する必要がある場合も対象となります。

※2 「おおむね60分以上の移動時間を要する」とは、自家用車又は公共交通機関による移動で、標準的な移動時間がおおむね60分以上となる場合です。（目安として片道50km以上が想定されますが、地理的条件、気象条件、交通事情その他の事情により変わります。また、実際の分娩場所よりも近くに同様の分娩施設がある場合は、対象となりません。）

＜助成の流れ＞

- ・対象となる方は、おおむね妊娠8か月ごろまでに魚津市健康センターにご相談ください。
- ・出産後60日までに魚津市健康センターへ書類を提出して、申請してください。

＜助成額＞

交通費：自家用車又はタクシーで移動した場合→移動距離(km) × 37円 × 0.8

公共交通機関で移動した場合→実費額 × 0.8

（往復とも助成の対象となります。）

宿泊費：出産時の入院までの前泊分の宿泊費（実費）と、魚津市が定める金額のいずれか低い額から、1泊につき2,000円を控除した額 × 泊数（最大14泊分）

＜提出書類＞

- ・魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・魚津市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金聞き取りシート（様式第2号）
- ・医学上の理由等により周産期母子医療センターで分娩する必要がある場合は、医師の診断書、診療情報提供書等、医学的理由等を認めると判断できる書類の写し
- ・宿泊費の助成を申請する場合は、宿泊施設が発行した領収書等の写し
- ・里帰りしている場合は、里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類の写し
- ・市税等の滞納がないことを確認する書類（→この書類は、申請時にお渡しします）

お問合せ先

魚津市健康センター

住所 〒937-0041 富山県魚津市吉島 1165

電話 0765(24)3999 Fax 0765(24)3684

E-mail :kenko-center@city.uozu.lg.jp